

## 第101回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成29年12月8日(金) 午後2時から午後4時まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎 18階会議室

案 件	審議結果等
(仮称)ドラッグコスモス鳥飼西店(摂津市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)コーナン PRO 高槻下田部店(高槻市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 本件届出者が運営する大規模小売店舗において、法第6条第2項の規定による変更届が適切に提出されていないと思料される事案が見受けられるので、そのようなことがないよう、届出事項を変更する場合は所要の手続を行うこと。
山田西ショッピングタウン(吹田市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)下田部ファッションモール(高槻市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。